

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2813号

平成28年10月 4 日火曜日 第2813号

◇ 目 次 ◇
告 示

保安林予定森林にする旨の通知	(森林整	備課)784
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(3件)	(") 784
漁業の免許	(水i	産課) 785
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂	防課)786
指定居宅サービス事業者の指定(東予地方局地域福	祉課)786
指定居宅介護支援事業者の指定(") 786
指定介護予防サービス事業者の指定(") 787
指定居宅介護支援事業の廃止(") 787
指定介護予防サービス事業の廃止(") 787
指定介護療養型医療施設の指定の辞退(") 787
道路の供用開始(県道小田河辺大洲線)(南予	地方局大洲土木事	務所)788
公告		
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(男女参画・県民協の	働課) 788

告 示

○愛媛県告示第1100号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 四国中央市富郷町豊坂乙114(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 111, - 111 - 111, - 111 - 111, - 111, - 111, -

○愛媛県告示第1101号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年8月30日愛媛県告示第993号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又 は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町御荘和口 1134	南宇和郡城辺町甲2452番地1大森	森林所有者
南宇和郡愛南町御荘和口 1153	南宇和郡御荘町大字和口262 番地 吉 本 三 六	"

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1102号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年8月30日愛媛県告示第993号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又 は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町御荘長月 2459	南宇和郡御荘町大字長月95番 戸 德 永 宇太郎	森林所有者
南宇和郡愛南町御荘長月 2461	南宇和郡御荘町大字長月口95 番戸 徳 永 國 松	II
南宇和郡愛南町御荘長月 2464	南宇和郡御荘村大字長月1492 番地 楠 島 和 夫	11
"	南宇和郡御荘町大字長月95番 戸 德 永 安太郎	11
"	南宇和郡御荘町大字長月114 番戸 德 永 森太郎	11
南宇和郡愛南町御荘長月 2464、2465の3、2467	南宇和郡御荘町大字長月72番 戸 新 井 林太郎	11
"	南宇和郡御荘町大字長月89番 戸 森本清七	11
"	南宇和郡御荘町大字長月94番 戸 水 本 小太郎	11
"	南宇和郡御荘町大字長月68番 戸 楠島弥作	11
ıı .	南宇和郡御荘町大字長月2114 番地 福 村 直 一	11
南宇和郡愛南町御荘長月 2465の3、2467	南宇和郡御荘町大字長月95番 戸 徳 永 安太郎	11
"	南宇和郡御荘町大字長月114 番戸 徳 永 森太郎	11
ıı .	南宇和郡御荘町大字長月1492 番地 楠 島 和 夫	II

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1103号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年8月30日愛媛県告示第992号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又 は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
南宇和郡愛南町僧都854	南宇和郡城辺町大字僧都337 番地 岡 下 妻 一	森林所有者
11	南宇和郡緑僧都村大字僧都33 3番地 岡 下 長 一	"
11	南宇和郡城辺町大字僧都790 番地 下 田 正 吉	"
ıı .	南宇和郡城辺町大字僧都790 番地3 下 田 武 廣	"
n.	南宇和郡城辺町大字僧都イ28 番戸 上 田 八太郎	"
II.	南宇和郡緑僧都村大字僧都42 3番地 大野辰治	11
II.	南宇和郡城辺町大字僧都268 番地 2 谷 山 梅 一	11
ıı .	南宇和郡緑僧都村大字僧都13 23番地 峰 田 栄 吉	11
n.	南宇和郡緑僧都村大字僧都13 39番地 1 峯 田 齊	"
南宇和郡愛南町僧都854、 855の1、855の2	南宇和郡城辺町乙1121番地 1 大 野 定 俊	"
南宇和郡愛南町僧都855 の1、855の2	南宇和郡城辺町僧都337番地岡下妻一	11
"	南宇和郡城辺町僧都333番地岡下長一	"
"	南宇和郡城辺町僧都790番地下田正吉	II.
II.	南宇和郡城辺町僧都790番地3	II.
"	南宇和郡城辺町僧都イ28番戸 上 田 八太郎	II.
"	南宇和郡城辺町僧都423番地 大野辰治	II.
II.	南宇和郡城辺町僧都268番地 2 谷山梅一	II.
II	南宇和郡城辺町僧都1323番地	"

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1104号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成28年10月1日次のように区画漁業を免許した。 平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁 業 権 者 の 住 所 及 び 氏 名	免 許 の 内 容	漁業権の存続期間
伊区第13号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合 外14名	平成28年 6 月24日付け愛媛県 告示第772号のとおり	平成28年10月 1 日から 平成36年 3 月31日まで
伊区第14号	п п	n n	n.

○愛媛県告示第1105号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市 役所において縦覧に供する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

阿寄A

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱13号までを順次 結んだ線及び標柱13号と標柱 1 号を市道春賀線東側官民境界線で結 んだ線に囲まれた区域

市町		地番	標柱
大洲市	春賀	甲872番 6	1号
		乙45番 1	2号、4号、5号
		乙45番 2	3号

	乙46番 2	6号
	乙46番 1	7号
	乙40番	8号、9号、10号、11号、12号
	甲778番 5	13号

阿寄 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次 結んだ線及び標柱9号と標柱1号を市道春賀線東側官民境界線で結 んだ線に囲まれた区域

市町		地番	標柱
大洲市	春賀	甲764番 1 乙38番 1 乙36番 乙33番 1 甲748番 1	1号 2号、3号 4号 5号、6号、7号、8号 9号

○愛媛県告示第1106号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の	指 定 居	宅サ・	- Ľ	ス 事	業	所	指定年月日	サービスの種類
指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	名	称	所	在		地	泪足牛万口	リーころの作業
合同会社リハテラス	タートル訪問看護リ	ハステーション	愛媛県新居 34号	居浜市西の 占	:居町−	丁目4番	平成28年7月1日	訪問看護
株式会社サスケ	訪問看護ステーショ	ンまごころ	愛媛県四国	国中央市土周	計車根	3357 - 1	平成28年8月1日	訪問看護
株式会社マルト	サンマルト		愛媛県新居	居浜市寿町1	1番34号		平成28年8月1日	福祉用具貸与
株式会社マルト	サンマルト		愛媛県新原	居浜市寿町1	1番34号		平成28年8月1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第1107号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
	名				称		所		在		地	相处平月口	リーこ人の種類
株式会社アライアンス	居宅介護	支援事	業所	飛鳥		愛	媛県四	国中央	市川之	[町473	3番地 1	平成28年8月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1108号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の	指定介護予防	ナービス事業所	指定年月日 サービスの種類
名称又は氏名	名 称	所 在 地	1日 足 午 万 日
合同会社リハテラス	タートル訪問看護リハステーション	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目 4番 34号	平成28年7月1日 介護予防訪問看護
株式会社サスケ	訪問看護ステーションまごころ	愛媛県四国中央市土居町津根3357 - 1	平成28年8月1日 介護予防訪問看護
株式会社マルト	サンマルト	愛媛県新居浜市寿町11番34号	平成28年8月1日 介護予防福祉用具貸与
株式会社マルト	サンマルト	愛媛県新居浜市寿町11番34号	平成28年8月1日 特定介護予防福祉 用具販売

○愛媛県告示第1109号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

七字足字介護士怪事業老の夕 称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
指定居宅介護支援事業者の名称	名				称		所		在		地	展业 4 月 日	リーこ人の俚類
医療法人 十全会	居宅介護	居宅介護支援事業所むつみ							中萩町	9 番52 ⁻	号	平成28年 6 月30日	居宅介護支援
有限会社おかげさん	おかげさん						愛媛県今治市玉川町別所甲93番 3					平成28年8月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1110号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名		定	介	護	予		サ	-	ビ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
	名	名			称		所 在			地					
有限会社 オフィスワン	オレンジ	ケアス	ステー	・ショ	ン		愛	媛県新	居浜	市篠均	易町10	番25 5	를	平成28年 6 月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1111号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成28年10月4日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護療養型医療施設の開設者の	指 定	介 護	療	養 型	医 療	施	设 辞退年月日	サービスの種類
名称 又 は 氏 名	名		称	所	在	j	地	リー・リーと人の種類
医療法人 滴水会	医療法人滴水会吉	野病院		愛媛県今済	台市末広町-	-丁目 5 番地	平成28年6月30	介護療養型医療施 設
医療法人 仁明会	内科・消化器科羽	1鳥病院		愛媛県今河	台市南宝来町	「三丁目2番	野地 3 平成28年 7 月3 ⁻	介護療養型医療施 設

○愛媛県告示第1112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	小田	河辺大	洲線	大洲市肱川町山鳥坂2215番							平成28年10月 4 日

公 告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 9 月23日	特定非営利活動法人 トータルサポートえひめ	大 塚 惠	松山市山西町127番地の40	この法人は障害児・者、高齢者、精神的不安を 抱える方及びその保護者、家族に対してトータ ル的なサポートを行う事業を行いノーマライゼ ーションの社会に寄与することを目的とする。

平成28年10月4日 発行 788